

県立三室病院基本構想策定支援業務 仕様書

平成24年度に三室病院が今後担うべき医療機能についての検討をしたことに引き続き、その内容及び今年度策定をする県立病院の地方独立行政法人制度導入に伴う中期目標を見据えた三室病院基本構想を策定することに係る一連の業務に関して、専門的見地からの支援を委託します。

1. 委託業務名

県立三室病院基本構想策定支援業務

2. 委託期間

契約締結日から平成26年3月31日

3. 委託業務の内容

受託者は、以下の諸問題について、委託者の求めに応じ、各種案の作成、情報提供、助言等を行う他、委託者が行う関連書類の作成、事例調査等を支援する。

● 県立三室病院基本構想策定支援業務

○ 三室病院が目指すべきコンセプト(将来ビジョン、基本理念、役割等)の策定支援

- ・ 平成24年度に実施した、県立三室病院周辺地域(※)における医療需要等の分析調査の結果を精査し、基本構想として策定するために引き続き検討が必要な項目についての検討支援
- ・ 施設規模を検討するために必要となる分析・調査の実施
- ・ 看護専門学校のある方を検討するために必要となる分析・調査の実施

○ 三室病院が必要とされる医療機能を果たす為の各重点ポイントの検討支援

- ・ 新県立奈良病院及び奈良県総合リハビリテーションセンターが担う医療機能との役割整理
- ・ 周辺地域(※)で求められる診療科の設置検討
- ・ 小児1～2次救急の受入強化及び周辺の医療機関等との連携の効果的な推進方策
- ・ 周辺地域(※)における地域医療連携の効果的な推進方策
- ・ 在宅支援に関しての周辺の各関係機関との連携の効果的な推進方策 等

● 上記各種検討、分析調査を反映した資料作成及び支援

- ・ 各種検討、分析調査を反映した資料作成及び支援
- ・ 打合せ(月2～3回程度)及び県立病院地方独立行政法人化検討部会への参加、資料の補足説明等
- ・ 報告書の作成

● その他、上記業務において必要となる業務

※周辺地域・・・西和医療圏(生駒市・大和郡山市・平群町・斑鳩町・三郷町・安堵町・王寺町・上牧町・河合町)及びその周辺市町(香芝市・広陵町)

4. 委託業務の実施要件

- (1) 本委託業務にあたっては、基本構想を滞りなく策定することを総合的に支援することはもちろん、単なる一般的な事例提供や助言にとどまらず、奈良県の検討状況に応じて積極的に支援すること。
- (2) 本委託業務に関して、契約書及び本仕様書に明示されていない事項であっても、基本構想策定に向けた準備作業に当然に必要となる事項については、本県の要請に応じて受託者が誠実に対応すること。
- (3) 検討にあたっては、基本構想の策定目標時期を平成25年12月とするとともに、基本構想案については平成25年9月を目途に作成することとする。それを念頭に置き、受託者は委託者と協議、調整のうえ業務工程を提示すること。また、業務工程が変更となる場合は、逐次、委託者と協議、調整を行ったうえで修正を加え、工程管理を適切に行うこと。
- (4) 新奈良病院開設支援、県立病院地方独立行政法人制度導入支援、システム開発、不動産鑑定等の別の委託事業で実施を予定している業務の受託者と必要に応じて連携、補完すること。
- (5) 業務の遂行にあたっては、奈良県と十分な連絡を保ち、処理方針については県の指示及び承諾を受けるものとする。
- (6) 業務の遂行にあたっては、関係法令等を遵守しなければならない。
- (7) 業務の遂行には、高度な情報収集力、分析等を要するため受託者は相当な知識と技術を有するスタッフを配置しなければならない。
- (8) 本業務の遂行によって生じる権利は、県に帰属するものとする。
- (9) 受託者は、業務により知り得た事項について、秘密を守り、他に漏らしてはならない。また、契約終了後においても同様とする。
- (10) 担当者が出席したワーキングや各種打ち合わせの要点を整理し、提出すること。

5. 成果品

本業務の成果品は、以下のとおりとする。印刷物の書式、成果品の提出方法等については、本県と協議の上、決定する。

- (1) 提出物
 - ・ 県立三室病院基本構想及びその概要版
 - ・ 県立三室病院基本構想策定支援業務に関する報告書
 - ・ 施設規模を検討するために実施した各種分析・調査に関する報告書
 - ・ 看護専門学校のある方を検討するために実施した分析・調査に関する報告書
 - ・ 三室病院が必要とされる医療機能を果たす為の各重点ポイントの検討結果に関する報告書
 - ・ その他指導、助言等に係る報告書
- (2) 提出部数
 - ・ 紙媒体 各5部
 - ・ 電子媒体(CD-R) 各1部
- (3) 体裁

A4判(資料、図面等で必要な場合はA3判でも可)

(4) 提出期限

平成25年12月27日までに、上記3. 委託業務の内容を踏まえた成果品一式を一旦提出し、平成26年3月31日までに上記4. (4)の各業務実施結果を踏まえて補完、調整をした最終成果物一式を提出する。

6. その他

- (1) 本業務について、県が提供する資料は、毀損または滅失しないように丁寧に扱い、本業務の委託期間終了までに返却しなければならない。
- (2) 成果品については、平易な表現を用い、必要に応じて図表化するなど、視覚的にわかりやすいものとする。
- (3) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合及び受託業務の細目については、県と受託者で協議のうえ決定するものとする。